

## 大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修工事に関する 設計協力協定書（案）

大倉山ジャンプ競技場ラージヒル改修工事（以下、「本工事」という）に関して、札幌市（以下、「発注者」という）、〇〇〇〇（以下、「設計者」という）及び〇〇〇〇（以下、「優先交渉権者」という）は、以下のとおり設計協力協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は本工事において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の技術提案に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 前項の規定による調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力するものとする。

3 本設計の実施にあたり、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者で協議が必要となる項目の選定及びそれらを反映した全体の業務工程表について、本協定の締結後速やかに三者の合意事項として整理するとともに、それに基づき設計に係る協議を行うものとする。

4 優先交渉権者が提出した技術提案又はその技術情報に瑕疵があり、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については一義的に優先交渉権者が責任を負うものとし、技術提案又はその技術情報の設計への反映に瑕疵があった場合は、設計者が責任を負うものとする。

5 発注者、設計者、優先交渉権者の役割分担は別表のとおりとする。

（秘密保持）

第3条 発注者、設計書及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。

（有効期限）

第4条 本協定は、本協定締結の日から発注者及び設計者が締結している実施設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第5条 本協定書に定めのない事項又は定める事項に係る疑義は、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地

商号又は名称

代表者

設計者

所在地

商号又は名称

代表者

優先交渉権者

所在地

商号又は名称

代表者

## 設計業務及び技術協力業務における役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
前提条件及び不確定要素の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>前提条件等の不明点及び不確定要素の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前提条件等の不明点及び不確定要素の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前提条件等の不明点及び不確定要素の整理（資料作成）</li> </ul>
優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理</li> </ul>
追加調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加調査の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への指示</li> <li>追加調査の実施<sup>※1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加調査の提案</li> <li>追加調査の実施<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加調査の提案</li> <li>追加調査の実施<sup>※2</sup></li> </ul>
地元及び関係行政機関との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元及び関係行政機関との協議の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、協議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等<sup>※2</sup>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等<sup>※2</sup>）</li> </ul>
学識経験者への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者への意見聴取の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等<sup>※2</sup>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等<sup>※2</sup>）</li> </ul>
設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計内容の確認</li> <li>設計内容を踏まえた追加提案、検討の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案部分を含めた設計の確認・照査</li> <li>設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討</li> <li>施工計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示された技術提案内容の設計への反映</li> <li>設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討</li> <li>設計計算、設計図作成、数量計算等の実施</li> <li>施工計画と設計の整合性確認</li> </ul>
工事費用の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積依頼</li> <li>設計者から提出された資料に基づく見積りの評価（見積の妥当性確認、参考額又は予定事業規模との乖離の確認等）</li> <li>全体工事費の確認<sup>※3</sup></li> <li>施工中の歩掛調査の必要性判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積り・見積条件・根拠の作成</li> <li>全体工事費の算定<sup>※3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積条件と設計の整合性確認</li> <li>発注者が行う見積りの評価に必要な資料の作成（複数社の見積りによる価格等の比較、積算基準との乖離の有無の確認、その他発注者の求める資料等）</li> <li>見積り、全体工事費の把握</li> </ul>
事業工程の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計に基づく工事工程の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事工程と設計の整合性確認</li> </ul>
三者間の協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計に係る調整・協議結果の承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>打合せ・協議への参加、必要資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>打合せ・協議の開催準備、運営</li> <li>打合せ・協議への参加、必要資料作成</li> </ul>

※1 発注者が設計業務、技術協力業務とは別に発注する場合

※2 発注者から指示があった場合

※3 全体工事費の算定における具体的な方法や精度については設計の進捗状況とともに見直しを行う。